

資料7

教育・保育施設の種類

幼稚園(25施設)

学校教育法に基づき満3歳以上の幼児を対象として保育し、その心身の発達を助長することを目的とする教育施設

認可保育所(96施設)

児童福祉法に基づく認可を受けた市又は民間事業者が運営する保育施設

認定こども園(22施設)

幼保連携型 (16施設)

幼稚園と認可保育所両方の機能をあわせ持つ単一の施設として、教育・保育の提供を行う施設

幼稚園型 (4施設)

幼稚園が保育の必要な子どもの保育時間を確保するなど、保育所としての機能を備える認定こども園

保育所型 (1施設)

認可保育所が保育の必要な子ども以外を受け入れるなど、幼稚園的な機能を備える認定こども園

地方裁量型 (1施設)

認可外保育施設が幼稚園的な機能を備え、市の認定を受けた認定こども園

地域型保育事業(27施設)

家庭的保育 (12施設)

市の認可を受けた、自宅の居室を保育室として使用し、家庭的な雰囲気のもとで0歳児から2歳児の少人数(3～5人)に保育を行う施設

小規模保育 (8施設)

市の認可を受けた、0歳児から2歳児の少人数(6～19人)に保育を行う施設

事業所内保育 (7施設)

市の認可を受けた、会社等の保育施設で、従業員の子どもと地域の子どもに保育を行う施設

居宅訪問型保育 (0施設)

市の認可を受けた事業者の職員(保育士等)が、子ども(0歳児から2歳児)の自宅に訪問し、1対1で保育する事業